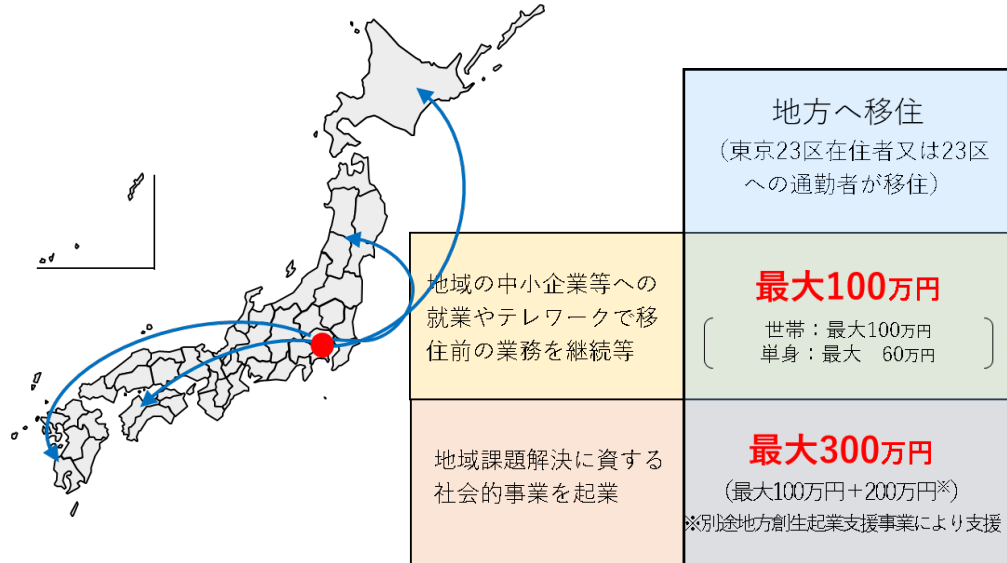


○地方へのUIターンによる起業・就業者の創出等をデジタル田园都市国家构想交付金により支援。

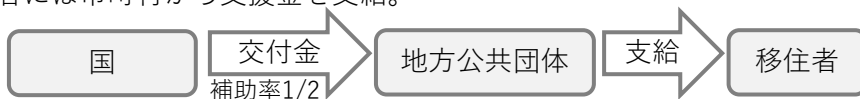


18歳未満の子供を帯同して移住する場合には、子ども一人あたり最大100万円を加算

- ※ 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
- ※ 条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される地域を有する市町村（政令指定都市を除く）

<資金の流れ>

デジタル田园都市国家构想交付金の地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型）として、国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



デジタル田园都市国家构想総合戦略におけるKPI
 ■東京圏から地方への移住者 年間10,000人（2027年度）
 ※上記は本事業（地方創生移住支援事業）としてのKPI。

事業概要

東京23区に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

- 対象者**
- ・過去10年で直近1年通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く）から23区へ通勤している者

地方へ移住

- 移住先**
- ・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村に移住
 - ・移住先で、①地域の中小企業等への就業※1
②テレワークにより移住前の業務を継続
③地域で起業 等を実施
- ※1：都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要あり

移住支援金を申請

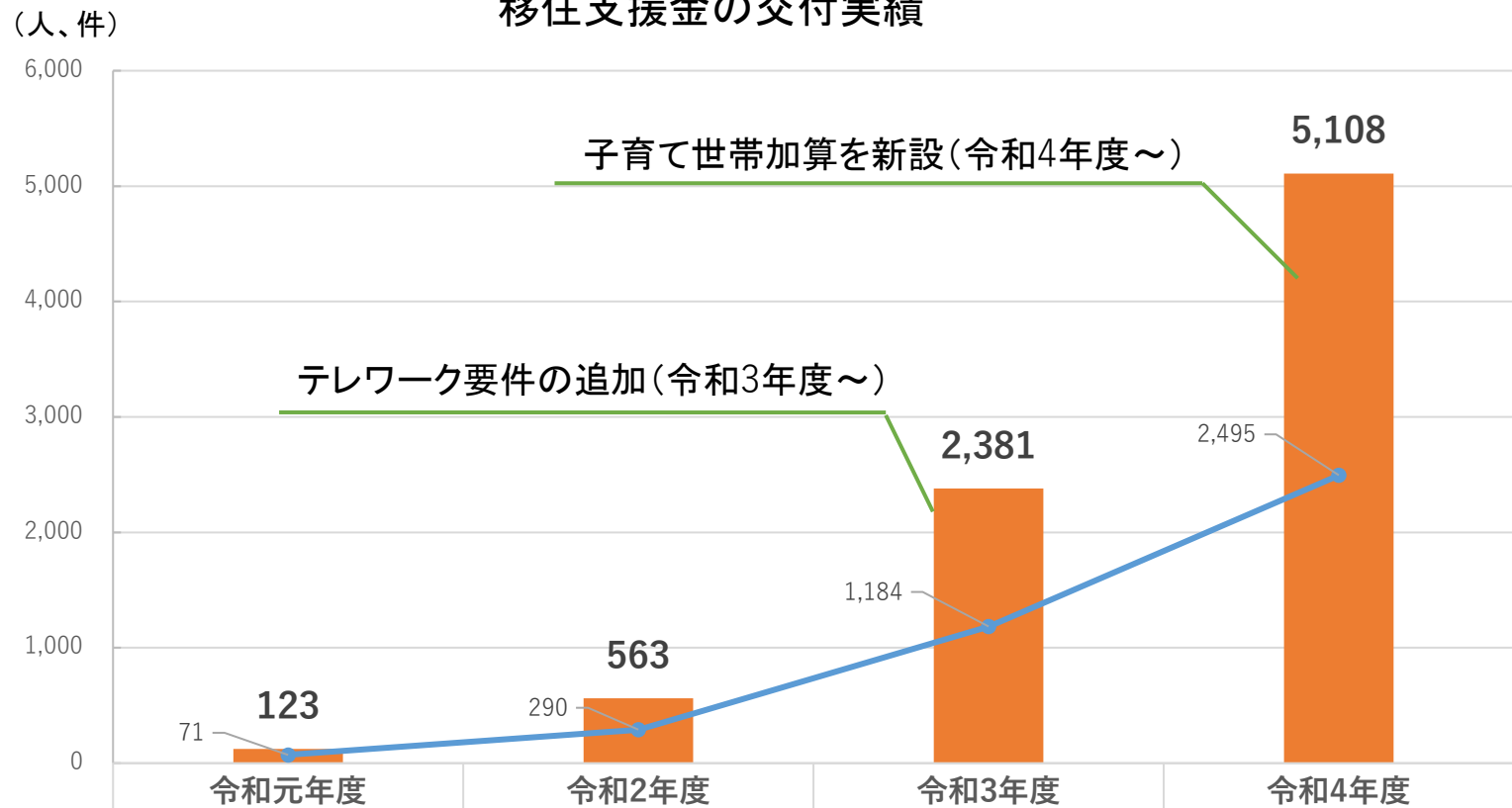
- 受給**
- ・移住して就業等ののち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給

移住支援金を受給

※ 支援金の受給には、移住先の自治体が本事業を実施していることが必要

○事業開始当初は、対象要件が厳しかったこと等のため実績が少なかったが、感染症拡大を契機にテレワークが広まったことを踏まえ、令和3年度にテレワークにより移住前の業務を継続する場合も対象に加えたほか、令和4年度に子育て世帯加算を新設する等、事業制度の拡充を図ったことにより、交付実績は伸びている。

移住支援金の交付実績



■ 移住人数 (人)	123	563	2,381	5,108
● 支給件数 (件)	71	290	1,184	2,495

地方創生移住支援事業の実績

○令和4年度の実績は2,495件、5,108人(うち、テレワーク3,647人)

都道府県	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R元～R4 合計		都道府県	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R元～R4 合計	
	移住 件数	移住 人数	移住 件数	移住 人数	移住 件数	移住 人数	移住 件数	移住 人数	移住 件数	移住 人数		移住 件数	移住 人数	移住 件数	移住 人数	移住 件数	移住 人数	移住 件数	移住 人数	移住 件数	移住 人数
北海道	2	2	17	32	59	129	99	193	177	356	滋賀県	0	0	0	0	5	12	7	15	12	27
青森県	7	14	18	26	24	45	41	74	90	159	京都府	1	3	1	1	1	4	3	7	6	15
岩手県	2	2	13	27	26	44	63	111	104	184	大阪府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮城県	4	8	3	3	48	92	113	210	168	313	兵庫県	0	0	5	9	10	20	25	57	40	86
秋田県	3	3	11	20	25	42	46	85	85	150	奈良県	1	1	1	1	8	19	20	45	30	66
山形県	1	1	5	13	15	34	30	55	51	103	和歌山県	2	2	4	10	7	13	18	36	31	61
福島県	3	5	6	8	50	105	73	150	132	268	鳥取県	0	0	6	12	7	19	16	27	29	58
茨城県	1	1	4	5	68	123	184	388	257	517	島根県	3	7	14	24	26	46	31	54	74	131
栃木県	2	4	8	12	74	175	152	320	236	511	岡山県	3	5	2	5	16	36	27	63	48	109
群馬県	2	3	8	15	79	168	200	428	289	614	広島県	—	—	—	—	0	0	5	8	5	8
埼玉県	4	8	1	1	27	50	63	144	95	203	山口県	3	3	12	23	14	29	31	66	60	121
千葉県	0	0	3	5	35	66	58	89	96	160	徳島県	0	0	6	8	6	9	17	28	29	45
東京都	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	香川県	1	2	7	20	12	23	19	42	39	87
神奈川県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	愛媛県	0	0	2	2	6	13	9	21	17	36
新潟県	3	6	8	21	68	120	124	255	203	402	高知県	0	0	6	15	7	11	19	35	32	61
富山県	3	9	13	20	26	53	44	109	86	191	福岡県	0	0	1	1	8	14	30	70	39	85
石川県	1	1	11	17	24	44	45	105	81	167	佐賀県	0	0	3	4	21	52	30	61	54	117
福井県	3	4	4	13	14	24	20	33	41	74	長崎県	5	6	8	18	43	79	84	146	140	249
山梨県	0	0	7	12	33	71	87	182	127	265	熊本県	0	0	8	17	28	54	62	138	98	209
長野県	3	9	5	14	39	79	152	351	199	453	大分県	0	0	1	3	3	7	9	21	13	31
岐阜県	2	5	6	10	22	49	42	77	72	141	宮崎県	0	0	8	17	39	69	57	130	104	216
静岡県	6	9	25	49	115	233	271	534	417	825	鹿児島県	0	0	10	28	34	75	41	83	85	186
愛知県	0	0	6	17	7	20	16	41	29	78	沖縄県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三重県	0	0	3	5	5	11	12	21	20	37	計	71	123	290	563	1,184	2,381	2,495	5,108	4,040	8,175

- 若者の地方移住に対する支援を強化するため、地方創生移住支援事業を拡充し、地方公共団体による高等教育費の負担軽減に向けた支援を促しつつ、大学卒業後に地方に移住する学生への支援を強化する。

地方創生移住支援事業の拡充 (デジタル田園都市国家構想交付金の内数) R5.10活用団体数：1,303市町村／1,569市町村

➤ 地方創生の観点から、東京都内に本部を置く大学の学生が、卒業時に地方へUIターンすることを促進するため、

- ①地方の企業において実施される就職活動に参加するための交通費への支援【R6拡充】
- ②上記の交通費支援を受けた学生が、実際に地方に移住する際にかかる移転費への支援【R7拡充予定】

を可能とすることにより、在学中の経済的負担を軽減する。

地方創生移住支援事業 ※注1

(1) 移住支援事業

(2) 地方就職学生支援事業(新設)

(3) マッチング支援事業

(4) 地方移住支援窓口機能強化事業

対象者

本部が都内にある大学の東京圏(条件不利地域を除く)のキャンパスへ原則として4年以上在学する卒業年度の学部生(申請時)であって、要件を満たす地域に移住・就職する者。

補助内容

就職活動に関する規定※注2に沿った活動(6月1日以降の選考面接)に要した交通費の1/2。
【R6拡充分】

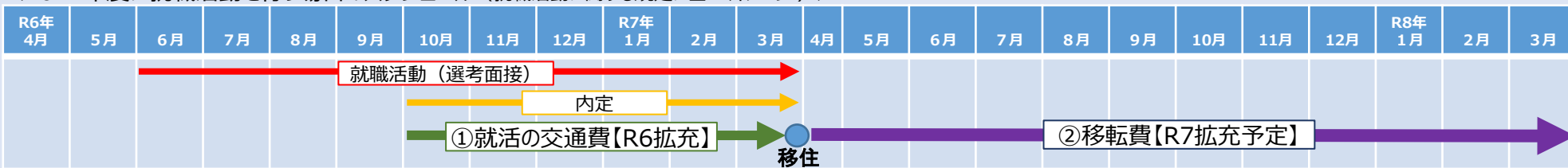
主な要件

移住先の自治体が地方公共団体による「奨学金返還支援」(下記参照)を実施していること。

(注1) 東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)は条件不利地域を除き本事業の対象外

(注2) 「2024年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」(令和4年11月30日)参照

<2024年度に就職活動を行う場合のスケジュール(就職活動に関する規定に基づくイメージ)>



(参考) 地方公共団体による「奨学金返還支援」の取組の推進 R4.6 実施団体数：36都府県615市区町村

➤ 地方公共団体による奨学金返還支援の取組の更なる拡大を促し、高等教育費の負担を軽減する。

学生時代

- 日本学生支援機構や地方公共団体等から奨学金を借入れ



地方公共団体が、域内の企業へ就職する場合などに、当該者の奨学金返還を支援

※地方公共団体が貸与する奨学金であれば減免

※一定の要件を満たせば、特別交付税措置の対象となる

地方公共団体による高等教育費の負担軽減に向けた支援の拡充（R6拡充部分）【概要】

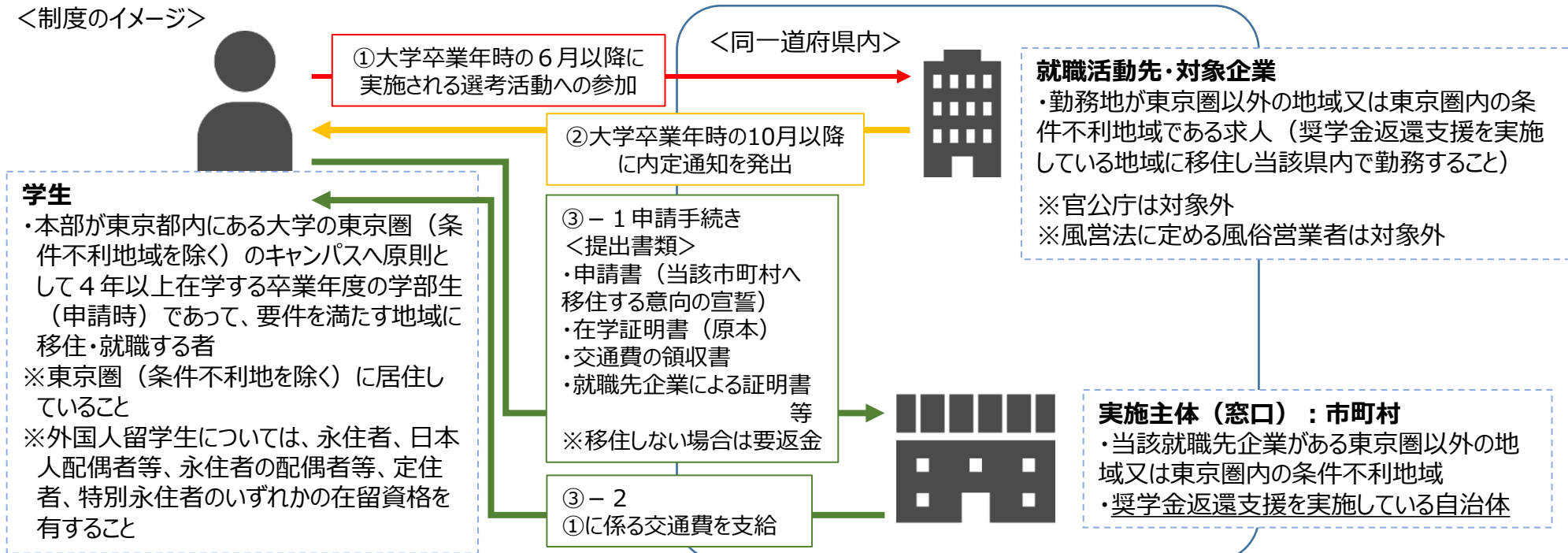
<制度の枠組み>

- ◆ 市町村が窓口となり、大学卒業年にあたる者の就職活動への交通費を支援
(対象：学部生)
- ◆ 就職活動の際にかかった往復交通費の半額について、1/2を国が補助
- ◆ 就職活動に関する規定（右記参照）に沿った活動に対して支援を行う

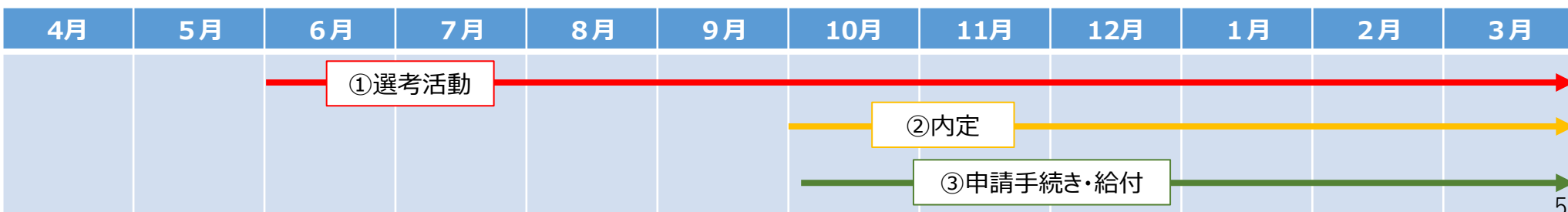
<就職活動に関する規定>

- ・広報活動開始：大学3年時3月1日以降
 - ・選考活動開始：大学4年時の6月1日以降
 - ・正式な内定日：大学4年時の10月1日以降
- ※「2024年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」（令和4年11月30日）参照

<制度のイメージ>



<スケジュール（イメージ）> ※大学卒業年



「こども未来戦略」～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～【抜粋】（令和5年12月22日閣議決定）

Ⅲ「加速化プラン」～**今後3年間**での集中的な取組～

Ⅲ－1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

（4）**高等教育費の負担軽減** ～奨学金制度の充実と「授業料後払い制度（いわゆる日本版HECS）（仮称）」の創設～

- 教育費の負担が理想のこども数を持たない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育については、教育の機会均等を図る観点からも、着実に取組を進めていく必要がある。
- まず、**貸与型奨学金**について、奨学金の返済が負担となって、結婚・出産・子育てをためらわないよう、減額返還制度を利用可能な年収上限について、325万円から400万円に引き上げるとともに、子育て時期の経済的負担に配慮する観点から、こども2人世帯については500万円以下まで、こども3人以上世帯について600万円以下まで更に引き上げる。また、所得連動方式を利用している者について、返還額の算定のための所得計算においてこども1人につき33万円の所得控除を上乗せする。
- **授業料等減免及び給付型奨学金**について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、2024年度から多子世帯（※1）や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大する。さらに、高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償（※）とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。
 - ※1 扶養される子供が3人以上の世帯（扶養する子供が3人以上いる間、第1子から支援の対象）。
 - ※2 現行制度と同様、支援の上限は、大学の場合、授業料は国公立約54万円、私立約70万円、入学金は国公立約28万円、私立約26万円（大学以外も校種・設置者ごとに設定）とする。
- **授業料後払い制度**について、まずは、2024年度から修士段階の学生を対象として導入（※）した上で、2025年度からの多子世帯の授業料等の無償化と並行して、学部段階への本格導入に向けた更なる検討を進め、今後の各般の議論を踏まえ、速やかに結論を得る。その財源基盤を強化するため、Ⅲ－2. で後述するHECS債（仮称）による資金調達手法を導入する。
 - ※所得に応じた納付が始まる年収基準は子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが2人いれば、年収400万円程度までは所得に応じた納付は始まらないこととする。
- **地方創生を推進するデジタル田园都市国家构想交付金により、地方自治体による高等教育費の負担軽減に向けた支援を促しつつ、大学卒業後に地方に移住する学生への支援を強化する。**